

北海道防衛局（８）千歳飛行場周辺地区
撫育管理業務（經常管理）仕様書

北海道防衛局

- 1 件 名：北海道防衛局（８）千歳飛行場周辺地区撫育管理業務（経常管理）
- 2 履行場所：千歳市朝日町８丁目ほか
- 3 履行期間：契約日の翌日から令和９年３月３１日まで
- 4 履行目的：千歳飛行場周辺に所在する防衛省行政財産のうち、別図に示す指定区域（以下「指定区域」という。）において、行政財産及び隣接する民有地等に対する良好な環境を継続的に維持するため、本仕様書により、巡視、清掃及び除草（以下「巡視等」という。）を実施するものである。

5 用語の定義

本仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 巡視

指定区域を本仕様書 7 (2) に定める事項について点検の上、措置することをいう。

(2) 清掃

指定区域に散在する落葉並びに枯枝、紙くず、空缶、空ビン、粗大ごみ等の投棄物及びその他不用物（以下「ごみ等」という。）を収集の上、搬出処分することをいう。

(3) 除草

指定区域において草を刈り、集草・搬出し廃棄処分することをいう。

(4) 監督官

経常管理委託契約書第 9 条に規定する監督官をいう。

(5) 管理指導者

本仕様書に定める巡視等の役務について、円滑な遂行及び処理を図るために必要な指導を行う者で、経常管理委託契約書第 10 条に規定する者をいう。

この場合、管理指導者は巡視員、清掃責任者、及び除草責任者を兼ねることができる。

(6) 巡視員

巡視を行う者で受注者が指定した者をいう。

(7) 清掃責任者

清掃の円滑な遂行及び処理を図るために清掃員を指導する者であって、受注者が指定した者をいう。

(8) 除草責任者

除草の円滑、安全な遂行及び処理を図るために除草作業員を指導する者であって、受注者が指定した者をいう。

(9) 日報

巡視等を行った結果を1日毎に記録した報告書をいう。

(10) 月報

巡視等の日報を月毎にまとめ、特記すべき事項を記載した報告書をいう。

6 役務仕様

(1) 本役務の実施に当たっては、本仕様書に基づくほか、監督官の指示に従い、受注者として当然要求されるところの注意義務をもって、安全、迅速、かつ完全に行うものとする。

(2) 本役務を履行するために必要な機械器具類は、受注者において用意する。

(3) 本仕様書に記載のない事項で、役務実施上当然に要求される事項については、受注者の負担において実施するものとする。

(4) 周辺住民から苦情があった場合には、丁寧に対応し、直ちに監督官にその内容を報告するものとする。

(5) 本役務の実施により、植栽木その他工作物等に損傷を与えた場合は、受注者の責任において原状回復を行うものとし、その費用は、受注者の負担とする。

7 巡視仕様

(1) 巡視員は、身分を証明できる腕章等を着用するものとする。

(2) 巡視員は、次の事項について点検し、その状況を把握の上、巡視後速やかに監督官へ報告するものとする。

ア 外周工作物及び樹木の異常の有無

イ 指定区域へのごみ等の投棄状況

ウ 指定区域に所在する側溝、柵等の流水状況

エ 指定区域における無断使用（花壇等）の状況

オ 指定区域におけるカラス等鳥類の大量死亡の発生状況

カ 管理上、カラスの巣及びハチの巣等危険と認められる箇所の有無

(3) 上記(2)において、カラスの巣及びハチの巣等危険と認められる箇所については、その都度撤去等速やかに対処し、ごみ等については、投棄の未然防止に努め、投棄が発見された場合は速やかに対処するものとする。

(4) 巡視中に事件、事故等を目撃したときには、直ちに監督官及び関係部署に通報するものとする。

なお、上記(2)オ項については、現場を保持しつつ、速やかに監督官へ報告するものとする。

(5) 巡視（対象面積47.08ha）の実施回数は、6月から12月まで各月1回及び3月1回の計8回とする。巡視対象区域の状況を写真に収めるものとする。なお、実施日については、あらかじめ監督官と協議の上、決定するものとする。

(6) 巡視員について、1回あたりの巡視に要する人工数の目安は5人程度とする。

(7) 巡視中に指定区域内において一般廃棄物を発見した時は、収集し適切に処分する。

その際に、処分量が確認できる伝票等を保管し、後日提出する。

なお、想定される一般廃棄物の量は、巡視初回100kg程度、2回目以降は毎回10kg程度である。

処分量の実績に応じて、後日精算することとする。

(8) 一般廃棄物以外のごみ処理が必要になった時の対処については、監督官と協議し、実績に応じて後日精算すること

とする。

- (9) カラスの巣及びハチの巣の撤去については、履行期間内に下記の回数を見込むものとし、実際に実施した回数により後日、精算するものとする。

カラスの巣撤去 3回（※過去3年平均）

ハチの巣撤去 8回（※過去3年平均）

- (10) 過去3年の1回あたりの巡視延べ日数と延べ人数は次のとおり。ただし、仕様に対する人数と日数を保証するものではない。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
延べ日数	2日	2日	2日
延べ人数	5人	5人	5人

8 清掃仕様

- (1) 指定区域の落葉、ごみ等は収集し、受注者において処分するものとする。

- (2) 清掃（対象面積24.33ha）の実施回数は、10月以降の1回とし、実施日については、あらかじめ監督官と協議の上、決定するものとする。

なお、不法投棄、倒木等の発生情報を監督官が入手し、緊急を要すると判断した場合は、監督官の指示により処置を講ずるものとする。

- (3) 過去3年の清掃業務（10月以降）にかかる延べ日数と延べ人数は次のとおり。ただし、仕様に対する人数と日数を保証するものではない。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
延べ日数	8日	11日	9日
延べ人数	67人	87人	86人

- (4) 処分量は、7tを見込むものとし、実際の処分量により後日、精算するものとする。

9 除草仕様

- (1) 除草は、植栽木及び周辺家屋等に損傷を与えないように十分注意し、刈り残しなく行うものとする。

- (2) 除草の刈り高は5 cm以下とする。
- (3) 除草作業については、肩掛け式又はハンドガイド式（対象面積26.19ha）により作業するものとする。なお、作業については、あらかじめ監督官と調整の上、行うものとする。
- (4) 刈払った草は、受注者において除草後直ちに場外処分するものとする。
- (5) 除草の実施期間は、次のとおりとする。
- 年間1回刈区域：9月
（対象面積8.97ha）
- 年間2回刈区域：（1回目）6月下旬頃～8月下旬頃
（対象面積17.22ha）（2回目）9月中旬頃～10月下旬頃
- なお、実施日及び各日の実施地域については、あらかじめ監督官と協議の上決定するものとする。
- (6) 過去3年の除草業務にかかる延べ日数と述べ人数は次のとおり。ただし、仕様に対する人数と日数を保証するものではない。

【年間1回刈】

（1回目）	令和5年度	令和6年度	令和7年度
延べ日数	一日	9日	5日
延べ人数	一人	74人	63人

【年間2回刈】

（1回目）	令和5年度	令和6年度	令和7年度
延べ日数	47日	34日	47日
延べ人数	355人	349人	436人
（2回目）	令和5年度	令和6年度	令和7年度
延べ日数	50日	39日	16日
延べ人数	373人	391人	200人

※令和5年度以前は、除草対象区域全てを年2回刈っており、令和6年度以降年1回刈地区と年2回刈地区に分けている。

- (7) 履行期間内の刈草処分量は、95 tを見込むものとし、実際の処分量により後日、精算するものとする。

- (1) 巡視員、清掃責任者及び除草責任者は役務の実施結果が把握できる写真を添付した日報を作成の上、管理指導者に提出する。
- (2) 管理指導者は日報を取りまとめ、実施結果が把握できる写真を添付した月報を作成の上、各月の役務完了後速やかに監督官へ一部提出するものとする。